

幼児教育・保育部会（議題：医療的ケア児について）

事務局

それでは「幼児教育・保育部会」を始めたいと思います。

今回この部会で話すテーマについては「医療的ケア児について」とさせていただいております。ちなみに、本来であれば「放課後児童・地域子育て部会」の委員である月山委員について、医師としての立場から、こちらの「幼児教育・保育部会」に参加していただいております。

それでは早速議題に入りたいと思いますので、本会議により選任されました、森田部長、よろしく申し上げます。

部会長

大変短い時間ではありますが、いろんな話ができればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。また、お医者さんの立場としてこちらの部会に入っております、月山先生、どうぞよろしくお願いいたします。難しい議題ですが、ご意見ありましたら挙手をお願いいたします。

事務局

まずは、事務局から担当課として保育こども園課から「医療的ケア児」の現状を説明します。

保育こども園課

保育所・こども園における医療的ケア児についてご説明申し上げます。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月18日に施行されました。

お手元の「医療的ケア児について」の資料をご覧ください。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU、新生児の集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを指しております。

全国に2万人いると推計されておりますが、和歌山市においては、約60人と伺っております。

保育所の設置者の責務について、保育所における医療的ケアその他の支援といたしまして、看護師等の配置について明記されています。

保育こども園課といたしましては、医療的ケア児は医療の内容や児童の状態の個別性が高いことから、まずは公立保育所・こども園での受け入れ体制の整備に務めていく予定です。

一方で、昨年11月27日、28日に開催されました県主催の医療的ケア児等支援者養成研修におきましては、保育士等19人が参加し、現状と支援に必要な基本的な考え方などを学び、保育士に対する周知を図りました。

医療的ケア児の支援を行う責務を負う中、保育こども園課といたしましても保育所・こども園での受け入れ体制の整備に努めてまいります。説明は以上です。

部会長

説明が終わりました。ただいまの説明を受けて、ご質問等ございませんか。

委員

和歌山市は60人ということですが、在宅で介護なさっている子どもさんあるいは入院されている方、症状によって段階もおありかと思えます。在宅でいらっしゃる子どもさんが保育園、認定こども園に通ったときの対応について話し合うのでしょうか。実際何人の方が通園なさっているかももう少し詳しい内容や数字を教えてくださいと思います。

保育こども園課

現状で医療的ケアが必要な子というのは公立保育所に1名いらっしゃいます。現状では必要な時に保護者の方がきて導尿、尿を外に排出する行為をしています。来年度小学校にあがることから、小学校と連携をしながら、進めています。

また、今後入園予定の数については、現状では申請の受付はないですが、相談を受けている方は1名いらっしゃって、調整中です。

部会長

60名というのは、その方たちの何人をケアできるか進めていくのか審議したらよいかについてはどうですか。今現在1名いらっしゃるとわかったのですが、何人の子をケアできるのでしょうか。

保育こども園課

60名というのは障害福祉サービスの申請者と難病の指定を受けている方であって、現在0才から6才の子どもさんは12名把握がある状況です。その子どもさんについては、保育所、認定こども園に入る可能性のある方もあり、この方たちは入園を検討という認識でお願いします。

部会長

ご希望されている方とは別でしょうか。60名全員が保育所に行きたい方じゃないということですね。

保育こども園課

はい。そういうことです。

部会長

回答はこれでいいでしょうか。

委員

ありがとうございます。

部会長

他にありませんか。

委員

このことについては和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課で会議が進行していると思います。現状60人把握していますが、今後どう把握していくかということです。

慢性特定疾患や障害者手帳を申請されている方を拾い上げている数字ですが、自分から申請されていない方が何人かいらっしゃる、また和歌山市ではなく、大阪の施設でフォローされているなど全数把握できていないようです。

また、人口呼吸器であるとか、喀痰吸引であるとかそれ以外にもI型糖尿病で自己注射が必要な子どもさんについても恒常的に医療的ケアが必要であることから医療的ケア児の範疇に入るのではないか、その場合、園で注射するとなると誰が補助していくかなど、今はおそらく保護者が来て注射されていると思いますが、それを看護師にしてもらうかどうかとか、身体が不自由な人だけではなく、恒常的に医療的ケアが必要な方は医療的ケア児に入ってくると言われています。

法律が改正されてから、障害者施設の方でも学校の方でも支援学校の方でも全数把握していない、これからどうしていこうという段階でございます。

部会長

ありがとうございます。

委員

お伺いしたいのですが、保育こども園課の説明で1名の方が公立保育所に通われており、保護者の方が導尿しているとお聞きしたのですが、また市の方で保育者19名の方が研修を受けたということですが、各保育現場で看護師がいたらたやすいと思うのですが、どこまでが保育者の方ができる手当、ケアになるのでしょうか。

委員

そのあたりも検討中であろうと思います。新しい医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を抜粋でもいいのでまた資料として事務局から配っていただければと思います。

その中では、保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、保健師、助産師、看護師、准看護師を設置、講じるようにしなさいとなっています。今までは努力義務でしたが、努力義務から改正され、今後施行していかなければならない方向になっていくと思います。喀痰吸引等はしなさいということです。

役割分担だけでいけるのか、保護者から要求された場合はどの園も施行していかなければならないといわれています

ただし、法律が先行してしまったので、学校もどこも混乱してしまっており、どこからやっといこうと協議中だと思います。方向性としては全園でやっていただきたいということです。

部会長

ありがとうございます。法律の方がこうなったからといって、幼稚園、保育所、学校など各施設がじゃあ明日から受け入れとはならず、安全安心があってからこそできるものです。

各施設に看護師を設置とは、必須ですか。今の状態で教諭、保育士がまかなうと考えているのでしょうか。

保育こども園課

看護師の設置については、必須と考えています。

※補足説明

幼保連携型認定こども園における看護師の配置について（参考）

●職員配置基準における看護師の配置について

現行は、園長や保育教諭のように、必置ではありません。

乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるものとされています。ただし、学級を担任することはできません。

●和歌山市が、市立認定こども園に医療的ケア児を受け入れるにあたっての看護師の考え方

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において責務とされた、保育所の設置者、学校の設置者等による措置は、「保育所における医療的ケアその他の支援」として看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置とされています。

和歌山市が令和4年度において医療的ケア児を市立認定こども園に受け入れるにあたっての考え方は、受け入れる子供の状態に適した、訪問看護ステーションの看護師により、園における当該子供の支援を行うものです。

部会長

看護師の設置は必須ということですね。1名につき1人と考えていいでしょうか。

保育こども園課

そこに関しまして、まずは公立の保育所で一名受け入れする中で、マニュアル等の整備をしていき、こういった形で受け入れ体制を整えられるか整備していきたいと考えている段階です。法律上でも、看護師の配置であったり、看護師を保育所にとありますが、研修を受けた保育士さんでも一部の特定の医療的行為はできるのですが、看護師の配置を調整すると検討していく方向で現在考えており、調整中です。

部会長

市は看護師中心で考えているということですね。他の教諭・保育士を認めないとすると、早急に案を市の方で提示してほしいと思います。公立に一名看護師さんをいれて一人の子どもさんを預かっている現状はわかりました。全園に広げていくことになると、来年度からなどすぐは始めるというわけにいかないと思います。それには十分研修も必要だし、万が一医療的な部分で看護師さんだけを配置するだけでいいのはなく、職員間において知識をもった研修も必要になってくるかと思えます。保育こども園課から出来次第また示すこととなるのでしょうか。

こども未来部長

保護者の方も受ける側の施設の方も不安があると思います。配置については、研修を受けた保育士の方でもできる、看護師であればできるのですが、それらも踏まえてまずは公立保育所からやっていくこととなります。医療的ケア児もいろいろな状態もあると思いますので、状態が安定していて安心して受け入れられるのはどんな子どもさんであるか、市としても不安な部分もあるので、投げかけとして議題にさせていただきました。

保育所として受け入れられる医療的ケア児はどういう方が相談させていただいて、マニュアル化させてもらい、公立から受け入れを行ってから、民間の方をお願いするという形になっていくと思います。

部会長

わかりました。

委員

法律ありきで、看護師等の設置義務について、受け入れなければいけないと言われても迷うし不安もあるので、公立で実践的に行われて、それを受けて民間の方にお示しがあれば、また研修会等開いていただければ、それからはなんとかお受けできるのかなと思います。現

状のままではびっくりしてしまっています。保育こども園課には、公立での実践を踏まえて説明していただけたらと思います。

部会長

このまま進めるとなると施設側も困るかなと思います。看護師さん一人についても、なかなか集まらない状況で、またコロナ禍の中で人的な部分もいけるのかと不安もあります。

委員

医療的ケア児の受け入れについては、早急に進めることではないが、施行されたことをご承知していただければと思います。

部会長

コロナ禍での話もいろいろしたかったのですが、各委員の方も意見があると思うが、聞けなく残念ですが、今後またやっていただくように事務局に話したいと思います。大変短い時間でありましたが、こちらで終了します。

事務局

部会長・委員の皆様、時間のない中で、様々な意見をいただき、ありがとうございました。これで部会は終了し、全体会議に戻ります。